◇**自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律**（法律第八六号）（法務省）

1　定義

(一)　「自動車」とは、道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第一〇号に規定する原動機付自転車をいうこととした。（第一条第一項関係）

(二)　「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第一〇七条の二の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができるとされている者でなければ運転することができないこととされている自動車を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第八八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸（住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法第六〇条第一項の規定による出国の確認、同法第二六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六一条の二の一二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。）した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）、道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において、運転することをいうこととした。（第一条第二項関係）

2　危険運転致死傷

(一)　次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は一五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処することとした。（第二条関係）

(1)　アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

(2)　その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

(3)　その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為

(4)　人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(5)　赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(6)　通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(二)　(1)　アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は一二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一五年以下の懲役に処することとした。（第三条第一項関係）

(2)　自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、(1)と同様とすることとした。（第三条第二項関係）

3　過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱

アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、一二年以下の懲役に処することとした。（第四条関係）

4　過失運転致死傷

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第五条関係）

5　無免許運転による加重

(一)　2の(一)（(3)を除く。）の罪を犯した者（人を負傷させた者に限る。）が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処することとした。（第六条第一項関係）

(二)　2の(二)の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は一五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処することとした。（第六条第二項関係）

(三)　3の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、一五年以下の懲役に処することとした。（第六条第三項関係）

(四)　4の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、一〇年以下の懲役に処することとした。（第六条第四項関係）

6　附則

(一)　刑法の一部改正

危険運転致死傷（第二〇八条の二）及び自動車運転過失致死傷（第二一一条第二項）の規定を削除することとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条～第一七条関係）

(三)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第三一六号）（厚生労働省）

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二四年法律第九〇号）の施行期日は、平成二六年一月一日とすることとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第三一七号）（厚生労働省）

1　健康局及び同局疾病対策課の所掌事務に、造血幹細胞移植に関する事を追加することとした。（第五条及び第四三条関係）

2　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇**統計法施行令の一部を改正する政令**（政令第三一八号）（総務省）

1　別表第一の一一の項に規定する工業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計、同表の一二の項に規定する商業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計及び別表第二の一〇の項に規定する特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第一及び別表第二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三一九号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（第一条関係）

障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加することとした。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一〇条関係）

二　知的障害者福祉法施行令（第二条関係）

市町村が知的障害者に対して居宅介護等の措置を行う際の基準の適用対象に、重度訪問介護を追加することとした。（知的障害者福祉法施行令第二条関係）

三　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。